平成３０年（フ）第３１号
神戸市北区君影町１丁目１番20―206号、従前の住所神戸市北区鳴子１丁目13番地の８
破産者　橋口　昭男
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９号
神戸市灘区箕岡通３丁目３番25号201
破産者　坂下　敬次
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５０号
神戸市須磨区東町４丁目４番20号メゾンドプチアンジュ202号、前住所神戸市須磨区大田町６丁目３番１―104号
破産者　石原　良夫
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６９号
神戸市東灘区岡本８丁目７番25号　ＬＵＮＡ岡本201号、従前の住所神戸市灘区城の下通３丁目10番６号
破産者　瀬川　晴美
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５４号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ28―102号
破産者　田村　英之
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３１９号
奈良市川上町122番地の１
破産者　山田　知子（旧姓秋山）
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第７号
奈良県大和郡山市横田町886番地
破産者　岡田住設こと　岡田　　健
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５１９号
岡山市北区弓之町10番８号401、前住所岡山市北区中山下１丁目８番１号ロイヤルコーポ308号
破産者　林　　正黙（ＬＩＭ　ＪＥＯＮＧＭＯＯＫ）
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５１号
広島県廿日市市阿品２丁目20番26―15号
破産者　サンクス広島こと　佐々木清行
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００号
広島県呉市中央３丁目３番12―608号
破産者　和田　成弘
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第５３号
熊本市南区城南町下宮地1117番地３
破産者　森山　一也
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８４号
大分市高松東３丁目５番10号（ふじさわハイランド原川302）
破産者　後藤　広美
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
大分県中津市大字東浜774番地67
破産者　川崎　弘子
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８８号
北海道河西郡芽室町本通南２丁目１番地13
破産者　南　　靖之
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
青森市蛍沢４丁目３番13号　戸山県営住宅13―３―３
破産者　木村　秀樹
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
青森県上北郡七戸町字後平150番地200
破産者　高田　輝寿
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
青森市久須志４丁目１番９号　ハイセレール三浦101号
破産者　三浦眞記子
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１６０号
相模原市中央区淵野辺３丁目７番19号　ロアーブルサン淵野辺1002
破産者　内田　　覚
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部